

規制改革推進会議 医療・介護WG資料

支払基金改革の取組状況

平成29年12月5日
厚生労働省

○支払基金改革は、「規制改革実施計画」や「支払基金業務効率化・高度化計画」に沿って、以下の取組を進める。

①平成29年度の取組の実施状況

1. 審査支払新システムの構築

○新システムに係る調達仕様書の作成

○支払基金の審査支払システムの構築に係る協議を10月に3回開催し、調達仕様書の基本方針を取りまとめた。支払基金において年内に調達仕様書を作成し、年度末までにソフトウェアの開発事業者が決定するよう調達手続き等を進めていく。

2. 審査業務の効率化

- ①コンピュータチェックに適したレセプト様式の見直し等
- ②コンピュータチェックルールの公開基準の策定
- ③高額医薬品等の注意付せんの廃止

- ①9月に開催された中央社会保険医療協議会において、レセプト摘要欄の選択項目化等について議論を行ったところであり、今後、厚生労働省において平成30年度診療報酬改定に向けてさらに検討を進める。
- ②コンピュータチェックルールの公開基準案について、タスクフォースにおいて議論を行ったところであり、支払基金において年度内に当該基準を策定し、基準に沿って順次チェックルールの公開を進めていく。
- ③高額医薬品等の注意付せんの廃止について、タスクフォースで議論を行ったところであり、支払基金において年内に一旦廃止し、年度内にその効果を検証する。

3. 支部間差異の解消

○支部設定ルールの見える化と取扱基準の策定

○各支部で設定しているコンピュータチェックルールについて、各支部における設定事例を分析・類型化するなどし、見える化を行った上で、本部において今後の取扱いに係る基準を策定する。このため、10月に本部から各支部に対し、支部点検条件の内容の事前整理を行い、本部へ報告するよう通知した。また、取扱基準についてタスクフォースで議論した上で、支払基金において年度内に取扱基準を策定する。

4. 組織の在り方の見直し

○支部集約化に向けたモデル事業の検討

○平成30年度に実施するモデル事業の具体的内容について、タスクフォースにおいて議論したうえで、支払基金において実施方法等について、年度内に大枠を決定する。

5. 審査委員会のガバナンス強化

○審査委員の倫理規範の明文化

○現在、審査委員会の運営に当たっては、審査委員自らが関連する医療機関等は担当しない、審査を担当する医療機関等は定期的に変更するといった一定の倫理規範があるが、これを明文化する。

②平成30年度における取組

計画・工程表を踏まえた取組事項

(1) 審査プロセスの効率化・高度化の推進

- ①コンピュータチェック寄与度の向上
- ②統一的・客観的なコンピュータチェックルールの整備

(2) より公平な審査の実現に向けた審査基準の統一化

- ①基金支部独自に設定されたチェックルールの見直し
- ②基金本部審査の拡大
- ③審査におけるウェブ会議方式の活用
- ④コンピュータチェックルールや審査基準の明確化
- ⑤自動的なレポート機能の導入

平成30年度の取組（検討中）

※ 取組内容の詳細については、現在、支払基金と検討中。

- ①平成30年度前半にシステムの基本設計を終え、年度後半から具体的なシステム開発に着手する。また、審査の支援のためのAIの有用な活用方法の検討を行う。
- ②統一的・客観的なチェックルールの設定に向け、過去の審査データを分析し（年度半ばに中間報告）、審査委員会の意向を踏まえた上で、コンピュータチェックルールに設定していく。

- ①今年度中に策定したコンピュータチェックルールの取扱基準に基づき、各支部で独自に設定しているコンピュータチェックルールについて、本部チェックルールへの移行、廃止等に向けて見直し作業を実施する（平成30年度半ばに作業状況を整理するとともに、作業完了までの工程を明らかにする）。
- ②本部で統一して審査を行うレセプトの対象範囲を拡大するため、現在、対象とされている高額レセプトの基準（例えば、医科40万点以上）を引き下げるほか、専門医が少ない診療科における専門性が高いレセプトを追加する。具体的な対象範囲やスケジュールについては、今後、タスクフォースで議論を行う。
- ③専門医の少ない地域における特定の診療科のレセプト審査について、ウェブ会議方式の活用等を行う。
- ④診療報酬点数に係る算定ルール（告示・通知等）の明確化を進め、平成30年度診療報酬改定から順次実施する。
- ⑤新システムに審査内容等の自動レポート機能を導入し、審査結果に差異がある事例の見える化を進める。平成30年度は、まず、差異を調べる手法について検討するための審査データの分析を行う。

(3) 支払基金の組織の在り方の見直し

- ① 支部機能の集約化等に関するモデル事業の実施
- ② 審査プロセスの見直しと新システム的设计

以下の取組を着実に進め、支部機能の集約化の内容を具体化し、地域における関係者への丁寧な説明も行いながら、法整備が必要な場合には、平成31年の通常国会に関連法案を提出する。

- ① 円滑な審査・支払業務の実施と両立できる集約化の在り方（集約可能な機能の範囲、集約化の方法等）を検証するため、平成30年度にモデル事業を実施する。

※モデル事業については、平成30年6月から、2か月を1回の期間として、3つのエリアで実施し、9月末までに中間報告を行い、年末までに最終報告する。

※支部長の法律上の権能についても集約が可能であれば、モデル事業の検証の結果も踏まえ、現在47都道府県に設置することとされている支部組織の集約を行うため、所要の法改正を行う。

- ②（再掲）

- 平成30年度に調査事業を実施し、過去の審査データを分析し（年度半ばに中間報告）、審査委員会の意向を踏まえた上で、コンピュータチェックルールに設定する。

- 新システムの設計については、30年度前半に基本設計を終え、年度後半から具体的なシステム開発に着手する。

(4) その他

- ① 手数料体系の見直し
- ② レセプト様式の見直し

- ① 毎年、手数料単価の引下げを行っているところであるが、引き続き、業務効率化によるコストダウンを図るとともに、今後の審査プロセスの見直し・新システムの導入による事務コストの軽減を踏まえた手数料の階層化について、具体化に向けた検討を行う。

- ② 診療報酬に係る事務の効率化・合理化の観点から、レセプト様式の見直しを行い、定性的な記載項目については、できる限り、医療機関等が選択できる方式に変えるなど見直しを進め、これをコンピュータチェックに活用する。平成30年度診療報酬改定においては、レセプト摘要欄の記載方法等見直しについて、中央社会保険医療協議会での議論を踏まえ実施する。今後の改定においても、継続的に見直しを実施する。

データヘルス・支払基金改革連絡会議

厚生労働省： 保険局長、審議官（医療保険担当）、審議官（医療介護連携担当）
支払基金： 理事長、専務理事、理事長特任補佐
国保中央会： 理事長、常務理事、理事

タスクフォース

厚生労働省： 審議官（医療保険担当）、審議官（医療介護連携担当）、保険課長、国民健康保険課長、
医療課長、保険システム高度化推進室長、企画調整官
支払基金： 理事長特任補佐、審議役、審査業務・システム部門の実務の統括を行う者等
国保中央会： 審議役、審査業務・システムの実務の総括を行う者等（国保連合会の職員を含む）

支払基金の審査支払システムの構築に係る協議

①進捗会議

厚生労働省保険局： 審議官（医療保険担当）、保険課長、国保課長
データヘルス改革推進本部： 技術参与
IT戦略室： 副CIO、CIO補佐官
支払基金： 理事、理事長特任補佐、審議役
国保中央会： 理事、事務局長、審議役、国保連合会

②実務者会議

厚生労働省保険局： 審議官（医療保険担当）、保険課長、国保課長
データヘルス改革推進本部： 技術参与
IT戦略室： 副CIO、参事官、CIO補佐官
支払基金： 審議役、システム部長、経営企画部次長、システム部IT推進課長
国保中央会： 審議役、システム部長、企画部長、国保連合会